令和4年函審第9号

裁 決モーターボートA転覆事件

受 審 人 a 1職 名 A船長操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1 か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和2年9月27日07時12分 北海道函館湯川漁港西方沖合
- 2 船舶の要目
  船 種 船 名 モーターボートA
  総 ト ン 数 0.6トン
  登 録 長 6.09メートル
  機関の種類 電気点火機関
  出 カ 7キロワット

#### 3 事実の経過

Aは、和船型無蓋のFRP製モーターボートで、a1受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年9月27日06時00分北海道志海苔漁港銭亀地区に隣接する船揚場を発し、北海道立待岬南方沖合の釣り場に向かった。

a 1 受審人は、函館湯川漁港(以下「湯川漁港」という。)南方沖合を西行していたところ、機関が停止して再起動したものの、不安を感じたことから、最寄りの漁港である同漁港に向かうこととし、湯川漁港の西方にある看板を船首目標として北上を開始した。

a 1 受審人は、船外機の前方に腰を掛け、舵柄を操作して操船に当たり、0 6 時 5 8 分函館空港飛行場灯台(以下「飛行場灯台」という。)から2 5 6 度(真方位、以下同じ。)2.3 海里の地点で湯川漁港を視認し、針路を同漁港に向く0 6 3 度に定め、2.7 ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

07時03分a1受審人は、飛行場灯台から257度2.1海里の 地点に達したとき、湯川漁港の手前で波高約1メートルないし1.5 メートルの磯波が発生しているのを認めたが、小さい磯波を選んで航 行すれば、無難に同漁港に入港できるものと思い、磯波が発生してい なかった発航地に引き返すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分 にとらなかった。

こうして、a 1 受審人は、湯川漁港に向かって磯波が発生している海域に進入し、0 7 時 1 2 分僅か前右舷船首至近に波高約 1.5 メートルの磯波を認めたものの、どうすることもできず、0 7 時 1 2 分飛行場灯台から 2 6 0 度 1.7 海里の地点において、A は、原針路、原速力のまま、同波を受けると同時に左舷側に大傾斜し、復原力を喪失

#### して転覆した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、付近には波高約1メートルないし1.5メートルの磯波があり、津軽海峡に海上風警報が発表されていた。

転覆の結果、船外機に濡損などを生じ、同乗者 a 2 が行方不明となり、後日発見され、溺水による窒息死と検案された。

### (原因及び受審人の行為)

本件転覆は、湯川漁港西方沖合において、航行する際、磯波に対する 安全確保の措置が不十分で、磯波が発生している海域に進入し、磯波を 受けて船体が大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したもので ある。

a 1受審人は、湯川漁港西方沖合において、同漁港に向けて航行中、 湯川漁港の手前で磯波が発生しているのを認めた場合、磯波が発生して いなかった発航地に引き返すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分 にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、小さい磯波を選んで 航行すれば、無難に湯川漁港に入港できるものと思い、磯波に対する安 全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、磯波が発生し ている海域に進入し、磯波を受けて船体が大傾斜し、復原力を喪失して 転覆する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者1人を死亡させる に至った。

以上のa1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

# 令和4年12月20日

## 函館地方海難審判所

審判官 大 野 浩